

福島看護職ナビポータルサイト作成業務委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇（以下「乙」という。）に委託する福島看護職ナビポータルサイト作成業務を円滑かつ効果的に行うため、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本事業は、看護学生や就業中の看護職員、更には求職者等看護に関わる全ての方を対象とした総合的な看護支援ポータルサイトを運営し、県内定着を促進するとともに、相双地域の情報（現場の声や実状等）を扱うコンテンツを作成することで、相双地域への就業を支援することを目的とする。

2 事業期間

契約の日から令和7年3月31日（月）までとする。

3 委託料上限額

本業務の委託料上限額は7,139,584円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

4 対象者

- (1) 小学生・中学生・高校生
- (2) 看護学生
- (3) 看護職等求職者
- (4) 看護職員
- (5) 県外の福島県への就職希望者

5 業務内容

- (1) 福島看護職ナビポータルサイトの構成の設計
- (2) トップページや各カテゴリ別WEBページ等のデザイン企画、制作
- (3) ハードウェア及びソフトウェアの構成及び環境設計
- (4) 福島看護職ナビポータルサイトの運営・保守
- (5) 福島看護職ナビポータルサイトコンテンツの追加・更新
- (6) SNSを活用した福島看護職ナビポータルサイト及び医療人材対策室実施事業の広報

5 詳細

- (1) ポータルサイト全般について
 - ・必要な情報がどこにあるか分かりやすく、見やすい構成及びデザインであること。
 - ・イラストや画像を多くかつ効果的に使用し、学生にも親しみやすいデザインで構築すること。また、動画の配信も行えること。
 - ・全ページについて、訪問者数や滞在時間、ページビュー数等の詳細ログが取得できるシステムを導入すること。
 - ・Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox等代表的なブラウザ上で閲覧を可能とし、スマートフォン等の携帯端末においても閲覧できるようにすること。

- ・Webサイト構築にあたり、スマートフォンでの閲覧を主眼に置いた構成とすること。
- ・サイト内検索やコンテンツ内検索等の実装により、利用者が目的のページに容易にたどり着くことができるように工夫すること。
- ・所在地等が表示されるコンテンツにおいては、簡単に地図情報を掲載できる地図表示機能を有すること。
- ・利用対象者をターゲットとして、SNS上でポータルサイト及び医療人材対策室実施事業に係る投稿及び広告を出稿すること。

(2) 各種WEBページ及びコンテンツ構成について

- ・トップページのデザインは視覚的に優れ、閲覧者の視覚に訴えるものであること。
- ・各種コンテンツページにはイラストや写真等を効果的に使用すること。
- ・主たる利用者として学生及びこれから看護職を目指す人々を想定したものとする。
- ・医療人材対策室が実施する事業に係るページを設けること。

(3) その他

- ・コンテンツの記事内容等詳細な業務内容については、受託候補者として選定された者と協議の上決定するものとする。
- ・本業務の実施にあたっては、県及び各関係機関と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- ・業務に際し必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- ・本業務に基づき制作された制作物等の著作権は、甲に帰属するものとする。
- ・執行状況について、県から報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- ・本業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守ること。
- ・ポータルサイトの完成時期及びSNSでの投稿・広告出稿時期については、甲乙協議の上決定するものとする。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 福島看護職ナビポータルサイト
- (2) 広告及びポータルサイトの閲覧者に係る効果検証及び分析を行ったレポート（任意様式）
- (3) その他本事業の成果として認められるもの

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。